

内閣
官房



第9号様式（第14条関係）

課長	主幹	主任主査	課 員	担当
黒田 土地	菅野 健一	生田 洋	増見 行 小泉	宗方

復 命 書

平成26年9月10日から平成 年 月 日まで 応急仮設住宅の供与期間にかかる内閣府との打合せ のため出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成26年 9月17日

福島県知事 様

所 属 原子力損害対策総室

避難者支援課

職 氏名 主幹 菅野 健一
主事 宗方 尚子



記

1 用務地

内閣府（東京都千代田区永田町1-6-1）
(宿泊地（市町村名）)

2 用務の経過、結果等

別紙のとおり

応急仮設住宅の供与期間に伴う内閣府との打合せ

1 日 時 平成26年9月10日 15:00~17:00

2 対応者 内閣府防災担当 熊野専門官、林主査
避難者支援課 菅野主幹、宗方

3 内 容

県： 避難指示区域については、29年3月以前の供与期間終了は困難。

終了のアナウンスについては、少なくとも1年前には公表したい。

国： 復興公営住宅や地震津波区域の面整備の状況だが、29年3月までには終了しそうなのか。

県： 復興公営住宅については、現時点では29年3月までには整備される予定だが、見込みなので延長もありうる。地震津波区域については、災害公営住宅の整備のために6年の延長が必要。

国： 災害救助法による応急救助として行うものであり、場所によっては、6年の延長で災害公営住宅の入居まで完了するなら、個別に判断すべきでは。6年の延長で終わるところは終わる、それ以上整備に時間がかかるところは個別に延長する。地震津波の区域については、行き場の整備ができたところで終わる、とすべきでは。地震津波区域には自主避難者はいないのか。

県： 自主避難者もいる。

国： 地震津波の被害がなく、自主避難だけの市町村はどうするのか。今年の延長協議の際は、避難者がいない5町村は延長しないとしたが、次回の延長までに避難者がゼロとなるところやごく少数のところはどう考えているのか。

県： 地震津波もなく自主避難者がゼロとなれば、基本的には終了せざるを得ないが、これは市町村との協議が必要。また会津地区でも地震の被害はあるため、一律に自主避難のみのくくりともいかない。

まずは地震津波、避難区域も含め29年3月をひとつのラインとして、6年の延長としたい。

国： 供与期間が29年3月までなら、それ以降の家賃は救助費ではない。それ以降もかかるなら、あくまで延長。

県： 供与期間終了後、やはりすぐには出られない。浜通りは業者不足で住宅建設に時間がかかる。

国：

県：

国： いずれにせよ、来年延長とセットで公表するとすれば、早期に方向性を決めないと間に合わないのでは。我々としても、福島県の方向性については他機関と情報共有しないといけない。救助法については、他機関の対応もリンクしてくるし、救助法で対応できない部分は各機関で考えてもらう必要がある。

とりあえず、区域ごとの方向性をまとめてほしい。

県： 県内帰還者への引っ越し支援について、国の支援を検討できなか。

国： 要望として、他機関にも伝えておく。

回覧	理事	次長	課長
御 印			

第9号様式(第14条関係)

課長	主幹	主任主査	課員	担当
(墨地)		(墨地)	(佐山)	(墨地)

復 命 書

平成27年1月23日から平成 年 月 日まで 応急仮設住宅の供与期間にかかる内閣府との打合せのため 出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成27年 1月26日

福島県知事 様

所 属 原子力損害対策総室

職 氏名 理事 伊藤 泰夫

主幹 菅野 健一

主事 宗方 尚子



記

1 用務地

内閣府(東京都千代田区永田町1-6-1)

2 用務の経過、結末等

別紙のとおり

応急仮設住宅の供与期間に関する内閣府との打合せ

1 日 時 平成27年1月23日 13:30~14:30

2 対応者 内閣府：兵谷審議官、田平企画官、熊野専門官
福島県：伊藤理事、菅野主幹、宗方

3 内 容

応急仮設住宅の供与期間の延長にかかる本県の考え方について話をし、お互い意見交換した。

〈県〉

- ・ 全体としてもう一年延長をお願いしたい。
- ・ 支援策を示す必要もあるので、3月に発表するには間に合わない。

〈国〉

- ・ 確かに（支援策がない状況で）方向性を示すのは苦しい。
- ・ 帰って来ようか悩んでいる人に対して、帰ってきてもらえるようどのように打ち出しがあるのでは。
- ・ 被災地以外でさえ過疎化でどんどん人がいなくなっている。福島はそれに加えて原発事故の関係もあるため、インセンティブになることを示すことも重要だ。

局長	次長	課長	主幹	主幹	課員	担当
		J				

第9号様式（第14条関係）

復命書

平成27年4月20日(月)に 災害救助法関係用務（仮設・借上住宅供与期間延長）のため出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成27年4月21日

福島県知事様

所属 避難者支援課

職・氏名 主幹 菅野 健一

主査 高野 真人



記

1 用務地

東京都（内閣府）

2 内容

別紙のとおり

仮設・借上住宅の供与期間に関する内閣府との打合せ

1 日 時：平成27年4月20日（月）15：00～16：30

2 場 所：内閣府 打合せ室

3 参加者：内閣府 防災担当 熊野参事官補佐、石井主査
福島県避難者支援課 菅野主幹、高野主査

<避難指示区域>

- 国) 居住制限、解除準備区域の解除は事故後5年とされているが、平成28年3月時点での見込みはどうか。6年目延長する理由を整理してほしい。
- 県) 公表時点で避難指示が解除される状況には国が一番分かっているはず。
- 国) 6年目の延長は理解している。
- 県) 避難指示解除の見通しが示されていない市町村については、延長すると書く。

<地震・津波避難者>

- 国) 面整備が29年3月でほぼ完了するが、残った場合どうするか。
- 県) [REDACTED]
[REDACTED]住居確保を理由に個別に特定延長したい。
- 国) 了解するが、内容は今後検討。

<自主避難者>

- 国) 自主避難について、6年目までの延長はやむを得ないが、それ以降は支援策に移行するということで良いのか。
- 県) あくまで現時点での方向である。
- 国) 支援策がない場合どうなるのか。
- 県) 支援策がなければ7年目の延長も考えざるをえない。支援策は必要である。
- 国) 支援策がないという理由だけでは延長の説明はできない。
- 県) 支援策は最低条件である。
- 国) 基本的には市町村毎に延長する理由が必要だが、福島県の場合、地震・津波被害も混在し、個別市町村単位で終了するのは難しいということか。
- 県) 次回、GW前に再度調整したい。

局長	次長	課長	主幹	課員	担当
本江	吉田	松本	鶴林	豊子	里江

第9号様式（第14条関係）

復命書

平成27年4月23日(木)に 災害救助法関係用務（仮設・借上住宅供与期間延長）のため出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成27年4月23日

福島県知事様

所 属	避難者支援課
職・氏名	主幹 菅野 健一 主査 高野 真人

記

1 用務地

東京都（内閣府）

2 内容

別紙のとおり

仮設・借上住宅の供与期間に関する内閣府との打合せ

1 日 時：平成27年4月23日（木）14：00～15：30

2 場 所：内閣府 打合せ室

3 参加者：内閣府 防災担当 熊野参事官補佐、石井主査

福島県避難者支援課 菅野主幹、高野主査

<避難指示区域のある市町村>

国) 3月末の避難戸数のデータはないのか。

県) 県外避難戸数は受入県に照会したもので、精度は高い。なお、精査中である。

国) 広野町と田村市（都路町）は現時点では自主避難になるのか。

県) 自主避難と同様。

国) 7年延長すれば復興公営住宅は概ね完成するので、避難指示区域も特定延長に移行できそうか。

県) 地震・津波とは違うので、指示区域にその考えはない。解除がどうなるかである。

<地震・津波被害市町村>

国) 平成28年3月までに災害公営も面整備もほぼ完了するので一律の延長は厳しいのでは。

県) 自主避難者もいるので、すべての市町村で延長が必要。

国)

県)

<自主避難（避難指示が解除された市町村も含む）>

国) 既に避難指示解除した所は、延長は必要か。

県) 生活インフラが足りない。よって、もう一年の延長が必要である。

国) 協議資料には6年目の延長に加え、それ以降の県の方針も書いてもらうことになるが、お互い納得のいく形にしたい。

局長	次長	課長	主幹	主任主査	課員	担当
福島	内閣	松本	菅野		宗方 走成 李	○

第9号様式（第14条関係）

復 命 書

平成27年5月8日（金）に災害救助法関係用務（仮設・借上住宅供与期間延長）のため東京都に出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成27年5月11日

福島県知事様

所 属 企画調整部避難地域復興局

避難者支援課

職 氏 名 課長 松本 雅昭



主幹 菅野 健一



主査 岩村 耕二



記

1 用務地

東京都千代田区永田町

2 用務の経過、結末等

別紙のとおり

内閣府（防災担当）との調整結果

- 1 日時 平成27年5月8日 18:00～（場所 内閣府（防災担当））
- 2 相手 内閣府（防災担当）熊野参事官補佐
- 3 対応 福島県 莽野主幹

〈供与期間延長の下協議〉

- 県) ・今後、早急に詰めなければならないのは、供与期間の延長方針及び今後の対応（協議資料への書き込み）について。
- 国) ・延長方針及び今後の対応方針の書き込みはどうなるのか。
- 県) ・延長については、
「復興公営住宅の整備状況や面整備の状況、更には除染の進捗状況等も踏まえ、
更に1年延長し、平成29年3月までとする。」などと記載。
- ・今後の対応方針（供与期間）については、
指示区域と指示区域以外の2つに分けて記載する。
指示区域は、「避難指示の解除や復興公営住宅の整備状況等を踏まえ検討する。」
指示区域以外は、「住居確保の状況等を踏まえ特定延長も含め検討する。」としたい。
- 国) ・理解したが、延長同意に当たっては、関係省庁とも調整が必要となる。
関係省庁や内部での調整に時間が必要となるので、
来週初めには、「今後の対応方針」を書き込んだものがほしい。
- 県) ・了解した。
・5月12日（火）に、今後の対応方針を書き込んだ協議資料（素案）を持参する。

局長	次長	課長	主幹	課員	担当
○	○	松本 宣野	佐々 木利	佐藤 香子 新井 香越	菅野 喜里

第9号様式（第14条関係）

復命書

平成27年5月12日(火)に 災害救助法関係用務（仮設・借上住宅供与期間延長）のため出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成27年5月13日

福島県知事様

所 属	避難者支援課
職・氏名	主幹 菅野 健一 
主査	高野 真人 

記

1 用務地

東京都（内閣府）

2 内容

別紙のとおり

仮設・借上住宅の供与期間に関する内閣府との打合せ

- 1 日 時：平成27年5月12日（火）16：00～17：15
- 2 場 所：内閣府 打合せ室
- 3 参加者：内閣府 防災担当 熊野参事官補佐、石井主査、山内主査
福島県避難者支援課 菅野主幹、高野主査

<今後の対応方針について>

- 国) 「避難指示区域」とは、「避難指示区域のある市町村」という理解でよいか。
県) 南相馬市や川俣町など、一部白地（自主避難）の市町村もある。
国) 了解した。

<協議スケジュールについて>

- 国) 支援策に関する他機関とのやりとりはどうなっているか。
県) 他機関と調整しているところ。
国) 自主避難者は、支援策への移行という考え方にはないか。
県) 変わりはない。
国) 供与期間の考え方について、判断が変わる可能性はあるか。
県) ない。

発議書

收受日	平成年月日	記号・番号	27避第147号
起案日	平成27年06月08日	所屬	避難者支援課
決裁日	平成27年6月9日	起案者	高野 真人
施行日	平成27年6月9日	電話番号	3881
決裁区分	課長決裁(丁決裁)		

決裁欄

決裁権者

課長

主幹 主任審査



合議欄

注意事項

6/9 施行 内閣府特許

宛先

内閣総理大臣 安倍 普三

件名

災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の延長について(協議)

伺い文

このことについて、災害救助法施行令第3条第2項に基づき、東日本大震災(平成23年東北地方太平洋沖地震)に係る応急仮設住宅の供与期間を1年間(平成29年3月まで)延長するもの。

処理書	照合	免送	公印
保存期間	5年	保存満了年月	平成33年03月31日
文書分類	00H - 002 - 002		
簿冊名	災害救助法一般		

(案)

27避第147号
平成27年6月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

福島県知事 内堀 雅雄

災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の延長について（協議）

平成23年東北地方太平洋沖地震における標記の件について、平成28年3月末までの期間では対処できない特別の事情がありますので、平成29年3月末までの延長について、災害救助法施行令第3条第2項の規定に基づき、別紙資料により協議します。

記

○ 延長が必要となる市町村（54市町村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、
二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、
鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、
会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、
棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、
三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、
葛尾村、新地町、飯舘村

応急仮設住宅の供与期間延長について

平成26年12月末現在における応急仮設住宅の供与戸数は、県内32,563戸、県外11,137戸の合計で43,700戸となっている。

また、これら避難者が生活を再建するための受け皿となる復興公営住宅や面整備事業等については、現時点で計画戸数が9,652戸（原発避難：4,890戸、地震・津波：4,762戸）となっており、整備全体の完了予定は、平成29年4月以降となる。

なお、個別の状況については、以下のとおりである。

1 原発事故により避難指示が出された市町村（12市町村：旧緊急時避難準備区域を含む）

（1）避難指示が継続する市町村（10市町村）

避難戸数（平成26年12月末現在） 斜体は指示区域が一部残る市町村

富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	川俣町	南相馬市	楢葉町	川内村	計
4,734	3,327	1,898	6,650	613	2,285	538	8,564	2,865	984	32,458

上記市町村については、現時点において、平成28年3月までに避難指示が解除される見通しが立っていないこと、また、復興公営住宅の整備完了が、供与期間5年の期限である平成27年度末までに見込めないことから、引き続き供与期間を延長する必要がある。

○ 復興公営住宅（原発避難者向け）の整備計画状況（市町村別）

市町村	川俣町	南相馬市	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村
計画戸数	52	122	900	25	584	337	1,888	125
市町村	飯館村	※	計	※複数市町村による共有分				
計画戸数	195	662	4,890					

- 第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月策定）により4,890戸を整備予定。
- 当初、平成28年度中に整備完了を目指していたが、用地選定や造成工事等に時間を要し、369戸が用地未定、1,130戸が平成29年度になる見込み。

<整備の見通し>

年度	整備戸数	累計
平成26年度	509	509
平成27年度	652	1,161
平成28年度	2,230	3,391
平成29年度	1,130	4,521
用地未定	369	4,890

(2) 避難指示が解除された市町村（2市町）

避難戸数（平成26年12月末現在）

田村市	広野町	計
607	1,278	1,885

上記市町については、避難指示は解除されているものの、医療機関や商店などの生活インフラの不足などから、引き続き供与期間を延長する必要がある。

2 その他の市町村（42市町村）

避難戸数（平成26年12月末現在）

避難元 市町村	避難戸数	うち県外 避難戸数	避難元 市町村	避難戸数	うち県外 避難戸数
福島市	1,612	1,404	鮫川村	2	2
二本松市	185	127	会津若松市	41	39
伊達市	284	163	喜多方市	7	7
本宮市	77	61	北塩原村	3	3
国見町	45	15	西会津町	4	4
大玉村	20	18	磐梯町	3	3
郡山市	1,778	1,064	猪苗代町	6	6
天栄村	12	5	会津坂下町	4	2
石川町	15	15	湯川村	2	2
玉川村	15	15	金山町	2	2
平田村	1	0	会津美里町	5	5
浅川町	1	1	下郷町	1	1
古殿町	3	3	南会津町	3	3
三春町	32	28	桑折町	46	27
小野町	21	17	須賀川市	444	118
西郷村	56	28	鏡石町	106	26
泉崎村	2	2	白河市	228	81
中島村	3	2	矢吹町	139	18
棚倉町	6	6	相馬市	784	116
矢祭町	1	1	新地町	360	25
塙町	4	4	いわき市	2,994	1,194
			計	9,357	4,663

地震・津波による被害が甚大であった市町村

※県外への避難の大半は自主避難と考えられる。

上記市町村については、災害公営住宅の整備や面整備事業、除染などの完了が供与期間5年の期限である平成27年度末までに見込めないことから、引き続き供与期間を延長する必要がある。

○ 災害公営住宅及び面整備事業の整備計画状況

市町村	桑折町	須賀川市	鏡石町	白河市	矢吹町	相馬市	新地町	いわき市
市町村	南相馬市※	広野町※	楢葉町※	浪江町※	計			
計画戸数	22	100	24	16	52	529	367	2,682
市町村	南相馬市※	広野町※	楢葉町※	浪江町※	計			
計画戸数	740	62	39	129	4,762			

※避難指示が出された市町村

<整備の見通し>

年度	整備戸数	累計
平成24年度	107	107
平成25年度	505	612
平成26年度	1,670	2,282
平成27年度	1,310	3,592
平成28年度	1,044	4,636
平成29年度	10	4,646
調整中	116	4,762

3 供与期間の延長方針及び今後の対応方針

以上の状況を踏まえ、供与期間については、全県的に更に1年延長し、平成29年3月末までとする。

なお、平成29年4月以降の対応については、以下のとおりとする。

- 避難指示区域については、避難指示解除の見通しや復興公営住宅の整備状況などを見据えながら、今後判断する。
- 避難指示区域以外については、災害公営住宅の整備状況や面整備事業の完了時期など住居確保の状況等を踏まえ、特定延長も含め検討する。

◎福島県

平成26年12月末日現在

市町村内公営住宅・公務員宿舎・雇用促進・UR)				合計(A)	平成26年度末累計								B-A	市町村内公営住宅		
県内他市町村	県外	計			面整備		災害公営		復興公営		計(B)			借上型活用	空き住戸	計
公営住宅	入居戸数	入居戸数	入居戸数		整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数					
13	62	1,404	1,612	1,612									-1,612	13		13
	38	127	185	185									-185			
17	51	163	284	284									-284	17		17
	10	61	77	77									-77			
	4	27	40	46									-46			
	2	15	19	45									-45			
15	163	52	324	538									-538	15		15
	2	18	20	20									-20			
11	138	1,064	1,778	1,778									-1,778	11		11
	50	118	358	444									-433			
4	141	73	347	607									-607	4		4
	18	26	81	106									-82			
5	5	12	12										-12			
	15	15	15										-15			
	15	15	15										-15			
1		1	1										-1			
	1	1	1										-1			
	3	3	3										-3			
4	28	32	32										-32			
1	3	17	21	21									-21	1		1
19	16	81	199	228									-212	19		19
1	7	28	53	56									-56	1		1
	2	2	2	2									-2			
1	2	3	3										-3			
3	10	18	78	139									-139	3		3
	6	6	6										-6			
	1	1	1										-1			
	4	4	4										-4			
	2	2	2										-2			
1	39	41	41										-41			
	7	7	7										-7			
	3	3	3										-3			
	4	4	4										-4			
	3	3	3										-3			
	6	6	6										-6			
2		2	4	4									-4	2		2

	建設型仮設住宅												借上型仮設住... う	
	市町村内				他市町村				計					
	団地数	建設戸数	入居団地数	入居戸数	団地数	建設戸数	入居団地数	入居戸数	所在地	団地数	建設戸数	入居団地数	入居戸数	
湯川村														
柳津町														
三島町														
金山町														
昭和村														
会津美里町														
下郷町														
檜枝岐村														
只見町														
南会津町														
相馬市	9	1,000	9	490					相馬市	9	1,000	9	490	152
南相馬市	27	2,783	27	2,459	2	243	2	143	南相馬市、相馬市	29	3,026	29	2,602	1,387
広野町	2	46	2	33	9	708	9	533	広野町、いわき市	11	754	11	566	16
猪苗町					14	1,439	14	1,261	いわき市、会津美里町	14	1,439	14	1,261	24
富岡町					17	1,676	17	1,284	郡山市、大玉村、田村市、三春町、いわき市	17	1,676	17	1,284	13
川内村	1	50	1	49	6	501	6	422	川内村、郡山市、田村市、いわき市	7	551	7	471	3
大熊町					19	1,474	19	1,075	会津若松市、いわき市	19	1,474	19	1,075	17
双葉町					10	764	10	440	福島市、会津若松市、郡山市、白河市、猪苗代町、いわき市	10	764	10	440	10
浪江町					29	2,863	29	2,031	福島市、二本松市、本宮市、相馬市、桑折町、南相馬市	29	2,863	29	2,031	74
葛尾村					9	440	9	397	三春町	9	440	9	397	2
新地町	8	573	8	299					新地町	8	573	8	299	14
飯舘村					9	665	9	566	福島市、伊達市、国見町、相馬市	9	665	9	566	48
いわき市	1	189	1	130					いわき市	1	189	1	130	1,635
その他														
県合計	74	5,834	74	4,170	124	10,773	124	8,152		198	16,607	198	12,322	4,869

は避難指示区域のある市町村

は避難者がゼロの市町村(供与期間は平成27年3月末で終了。)

(民賃・公営住宅・公務員宿舎・雇用促進・UR)			合計(A)	平成26年度末累計								B-A	市町村内公営住宅		
県内他市町村	県外	計		面整備		災害公営		復興公営		計(B)		借上型活用	空き住戸	計	
公営住宅	入居戸数	入居戸数	入居戸数	入居戸数	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数				
	2	2	2									-2			
	2	2	2									-2			
	5	5	5									-5			
	1	1	1									-1			
	3	3	3									-3			
14	26	116	294	784	131	相馬市	398	相馬市			529	-255	14	14	
56	1,766	2,809	5,962	8,564	310	南相馬市	178	南相馬市			488	-8,076	56	56	
	587	109	712	1,278			48	広野町			48	-1,230			
	1,335	245	1,604	2,865								-2,865			
	2,673	764	3,450	4,734					140	郡山市、いわき市	140	-4,594			
	432	78	513	984								-984			
	1,737	498	2,252	3,327					93	会津若松市、郡山市、いわき市	93	-3,234			
	903	545	1,458	1,898					45	郡山市、いわき市	45	-1,853			
	3,320	1,225	4,619	6,650					60	いわき市	60	-6,590			
	201	13	216	613								-613			
	22	25	61	360	154	新地町	103	新地町			257	-103			
	1,608	63	1,719	2,285					71	福島市	71	-2,214			
	35	1,194	2,864	2,994	70	いわき市	839	いわき市			909	-2,085			
									100	会津若松市、郡山市、いわき市	100	100			
156	15,372	11,137	31,378	43,700	665		1,617		509		2,791	-40,909	156	156	

参考

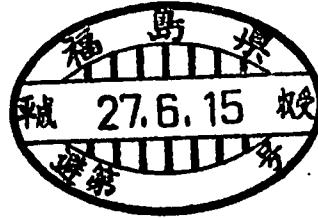
	平成26年12月末日現在			平成27年度						平成27年度末累計			
	建設型仮設住宅	借上型住宅仮設	計(A)	面整備		災害公営		復興公営		計	面整備	災害公営	復興公営
				入居戸数	入居戸数	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地				
-1,599	福島市		1,612	1,612									
-185	二本松市		185	185									
-267	伊達市		284	284									
-77	本宮市		77	77									
-46	桑折町	6	40	46			22	桑折町			22		22
-45	国見町	26	19	45									
-523	川俣町	214	324	538						40	川俣町	40	
-20	大玉村		20	20									
-1,767	郡山市		1,778	1,778									
-433	須賀川市	86	358	444			89	須賀川市			89		100
-603	田村市	260	347	607									
-82	鏡石町	25	81	106									24
-12	天栄村		12	12									
-15	石川町		15	15									
-15	玉川村		15	15									
-1	平田村		1	1									
-1	浅川町		1	1									
-3	古殿町		3	3									
-32	三春町		32	32									
-20	小野町		21	21									
-193	白河市	29	199	228									16
-55	西郷村	3	53	56									
-2	泉崎村		2	2									
-3	中島村		3	3									
-136	矢吹町	61	78	139			4	矢吹町			4		4
-6	棚倉町		6	6									
-1	矢祭町		1	1									
-4	塙町		4	4									
-2	鮫川村		2	2									
-41	会津若松市		41	41									
-7	喜多方市		7	7									
-3	北塩原村		3	3									
-4	西会津町		4	4									
-3	磐梯町		3	3									
-6	猪苗代町		6	6									
-2	会津坂下町		4	4									

	平成26年12月末日現在			平成27年度								平成27年度末累計			
	建設型仮設住宅	借上型住宅仮設	計(A)	面整備		災害公営		復興公営		計	面整備	災害公営	復興公営		
				入居戸数	入居戸数	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地		整備戸数	整備戸数	整備戸数	整備戸数	
-2	湯川村		2	2											
	柳津町														
	三島町														
-2	金山町		2	2											
	昭和村														
-5	会津美里町		5	5											
-1	下郷町		1	1											
	檜枝岐村														
	只見町														
-3	南会津町		3	3											
-241	相馬市	490	294	784								131	398		
-8,020	南相馬市	2,602	5,962	8,564	80	南相馬市	172	南相馬市			252	390	350		
-1,230	広野町	566	712	1,278										48	
-2,865	楢葉町	1,261	1,604	2,865	7	楢葉町	8	楢葉町			15	7	8		
-4,594	富岡町	1,284	3,450	4,734						243	郡山市、大玉村	243		383	
-984	川内村	471	513	984						25	川内村	25		25	
-3,234	大熊町	1,075	2,252	3,327						87	会津若松市、郡山市、本宮市	87		180	
-1,853	双葉町	440	1,458	1,898						30	郡山市	30		75	
-6,590	浪江町	2,031	4,619	6,650	129	浪江町				187	福島市、郡山市、本宮市、桑折町	316	129	247	
-613	葛尾村	397	216	613											
-103	新地町	299	61	360	35	新地町						35	189	103	
-2,214	飯舘村	566	1,719	2,285										71	
-2,085	いわき市	130	2,864	2,994	90	いわき市	674	いわき市			764	160	1,513		
100	その他									40	福島市、郡山市、いわき市	40		140	
-40,753	県合計	12,322	31,378	43,700	341		969			652		1,962	1,006	2,586	1,161

※県整備分(原発避難者向け)4890戸のうち、662戸については、入居市町村別に整備戸数を割り振りが未定である

計(C) 整備戸数	C-A	平成28年度以降計画								総計画数累計				D-A
		面整備		災害公営		復興公営		計	面整備	災害公営	復興公営	計(D)		
		整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備所在地	整備戸数	整備戸数	整備戸数	整備戸数	整備戸数	整備戸数	
	-2												-2	
	-2												-2	
	-5												-5	
	-1												-1	
	-3												-3	
529	-255							131	398		529	-255		
740	-7,824				122	南相馬市	122	390	350	122	862	-7,702		
48	-1,230		14	広野町			14		62		62	-1,216		
15	-2,850		24	楓葉町			24	7	32		39	-2,826		
383	-4,351				517	いわき市、南相馬市、大玉村、三春町、広野町	517			900	900	-3,834		
25	-959									25	25	-959		
180	-3,147				404	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、田村市、立見町	404			584	584	-2,743		
75	-1,823				262	いわき市、白河市、南相馬市	262			337	337	-1,561		
376	-6,274				1,641	福島市、いわき市、二本松市、南相馬市、楓葉町、川俣町	1,641	129		1,888	2,017	-4,633		
	-613				125	三春町	125			125	125	-488		
292	-68	45	新地町	30	新地町		75	234	133		367	7		
71	-2,214				124	福島市、南相馬市、川俣町	124			195	195	-2,090		
1,673	-1,321	1,009	いわき市				1,009	1,169	1,513		2,682	-312		
140	140				522	福島市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、田村市、南相馬市、三春町	522			662	662	662		
4,753	-38,947	1,054		116		3,729		4,899	2,060	2,702	4,890	9,652	-34,048	

め、「その他」にまとめて計上しています。



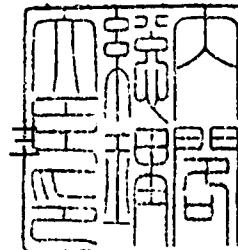
府政防第481号
平成27年6月15日

福島県知事

内 堀 雅 雄 殿

内閣総理大臣

安 倍 晋



災害救助法による救助の特別基準について（同意）

平成27年6月9日付け27避第147号で申請のあった標記について
は、申請書記載の平成29年3月末までの延長について同意するので通知
する。